

2-2 利用目的の通知・公表(法第18条)

法第18条第1項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

第2項 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(中略)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。(以下略)

ガイドライン

- ◆個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。

【本人に通知又は公表が必要な事例】

- ・インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得する場合
- ・個人情報の第三者提供を受ける場合

- ◆個人情報取扱事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。なお、口頭による個人情報の取得にまで、当該義務を課すものではない。

【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない場合】

- ・申込書・契約書に記載された個人情報を本人から直接取得する場合
- ・アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合
- ・懸賞の応募はがきに記載された個人情報を直接本人から取得する場合